

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

磯部自動車駐車場利用申請書

(宛先)志摩市長

申請者 住所  
氏名  
電話

磯部自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記の駐車場の利用について申請します。

駐 車 場 名 ※利用希望の駐車場①～③を記入してください。		①志摩磯部駅前駐車場 ②志摩磯部駅前広場東側駐車場 ③志摩磯部駅前東駐車場	
利用開始年月日	年 月 日		
車 種			
車両番号			
車両の色			
自動車使用者	住 所		
	氏 名		電 話 番 号
自動車所有者	住 所		
	氏 名		電 話 番 号
緊急連絡先	氏 名		電 話 番 号
	申請者との関係		

## **【許可条件】**

### **○利用許可について**

- ・ 駐車場の利用は、利用許可証で指定された車両、期間及び区画に限ります。必ず利用許可書により指定された区画に駐車してください。
- ・ 車種等に変更があった場合は、速やかに磯部自動車駐車場利用変更申請書を提出してください。
- ・ 利用許可は月単位とし、利用の有効期限は許可日から1年とします。利用中止等の申し出がない場合は自動的に継続するものとします。
- ・ 利用を中止する場合は、原則中止する月の2月前までに届け出てください。

### **○料金について**

- ・ 料金については、条例に定める額とします。
- ・ 料金は暦月による1月を1単位とし、1か月未満の利用及び中止による日割計算は行いません。
- ・ 料金は利用月の末日までに納めてください。原則として口座振替による納付としますが、口座振替手続が期日までに間に合わない場合等は、納付書により市役所又は金融機関等で直接納付していただく場合があります。
- ・ 既納（納付または口座振替された）の料金は、還付できません。
- ・ 駐車料金が3か月以上滞納となった場合は、利用許可を取り消します。
- ・

### **○その他**

- ・ 利用許可申請書に虚偽の記載をしたり、不正使用したときは、以後の利用許可を取り消す場合があります。
- ・ 駐車場内、または隣接施設等の工事のため、やむを得ず駐車場の利用を休止する場合があります。また、自然災害、火災の発生、あるいは発生するおそれがあると認められるときについても駐車場の利用を休止する場合があります。その場合、管理者の指示に従い、指定された場所に車両を移動してください。
- ・ 駐車場内での事故、盗難等については、一切責任を負いません。車内に貴重品を置かないでください。
- ・ 利用許可の期間終了後においても駐車場の明け渡しが行なわれず、車両の引き取りの請求に応じない場合は、車両の移動及び処分を行います。なお、車両の移動及び処分に係る費用は使用者または所有者に請求します。

### **○禁止事項**

- ・ 利用許可により取得した権利を第三者に譲渡、転貸又は入質その他の担保に供すること。
- ・ 駐車場内に爆発、発火若しくは引火性のものその他の危険物を持ち込み及び使用すること。
- ・ 騒音を発し、汚染物を廃棄するなど、近隣に迷惑を及ぼすおそれのあること。
- ・ 駐車場の利用に関して磯部自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則に違反すること。